

福岡市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡市幼稚園型一時預かり事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、幼稚園、認定こども園において児童を一時的に預かる事業に対して交付することにより、安心して子育てができる環境を整備することを目的とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市幼稚園型一時預かり事業実施要綱に基づき実施する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- （1）人件費：保育士その他の職員の人件費
- （2）管理費：施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費
- （3）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費

（補助対象事業者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）学校教育法に基づく幼稚園設置者及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園設置者。
- （2）本市の市税を滞納していないこと。

（補助金額）

第6条 補助金額は、予算の範囲内において決定し交付する。

（補助金額の算定方法）

第6条の2 補助金額の算定にあたっては、別表1に基づく基準額に別表2に定める加算額を加えた額と補助対象経費の実支出額から保育料収入等を控除した額を比較して少ない方の額を補助金額とし、本項において算定した補助金額の上限は、年額11,245,300円とする。

2 年度の中で幼稚園型一時預かり事業を開始又は廃止した場合においては、別表1及び別表2の基準額は月割りで計算し、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保育体制充実加算)

第6条の3 次の第1号又は第2号に定める要件を満たした上で、第3号及び第4号に定める要件を満たす施設については、前条で算定した補助金額に別表3(1)に定める加算額、次の第1号又は第2号に定める要件を満たした上で、第3号及び第5号に定める要件を満たす施設については、前条で算定した補助金額に別表3(2)に定める加算額を加える。

- (1) 平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。
- (2) 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。
- (3) 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。
- (4) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1項第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」という)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。
- (5) 教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

(就労支援型施設加算)

第6条の4 次の各号の要件を満たす施設については、第6条の2で算定した補助金額に別表4に定める加算額を加える。

- (1) 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること。

イ 3以上の市町村から園児を受け入れていること。

ウ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること。

- (3) 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者は、福岡市幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を付して、8月末日までに提出し、市長の承認を受けるものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第5条の規定に基づき交付の決定を行い、補助対象事業者に対し福岡市幼稚園型一時預かり事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第9条 この補助金は、補助対象事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、市規則第17条第1項ただし書きの規定により、分割して事前に交付するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者は、翌年度の4月15日までに福岡市幼稚園型一時預かり事業実績報告書(様式第3号)及びこれに必要な書類を添えて市長に報告するものとする。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、補助事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市幼稚園型一時預かり事業補助金確定通知書(様式第4号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 第9条に基づき事前に補助金の交付を受けた後、確定した補助金額がその額に満たない場合、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付目的の達成状況を調査する必要があると認める時は、申請者に対して必要な報告をさせ、又は事業に係る帳簿書類その他を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(財産の処分制限)

第 15 条 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(細則)

第 16 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は平成 27 年 8 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期日)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 30 年 8 月 10 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和元年 8 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は決裁日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期日)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和 7 年 12 月 24 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

(1) 補助基準額（開園日、長期休業日） ※（3）に該当する児童を除く

年間延べ人数	基準額
2,000 人以下	① 平日 1,760,000 円を年間延べ利用者数で除して 440 円を控除した額に年間利用者数を乗じた額
	② 長期休業日（8 時間未満） 440 円に年間利用者数を乗じた額
	③ 長期休業日（8 時間以上） 880 円に年間利用者数を乗じた額
2,000 人超	① 平日 480 円に年間利用者数を乗じた額
	② 長期休業日（8 時間未満） 480 円に年間利用者数を乗じた額
	③ 長期休業日（8 時間以上） 960 円に年間利用者数を乗じた額

(2) 補助基準額（土曜日、日曜日及び祝日） ※（3）に該当する児童を除く

年間延べ人数	基準額
2,000 人以下	880 円に年間利用者数を乗じた額
2,000 人超	880 円に年間利用者数を乗じた額

(3) 補助基準額（次表のいずれかの要件を満たすと福岡市が認める児童）

要件	基準額
教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童	平日 4,000 円 長期休業日 8,000 円 土曜日、日曜日及び祝日 8,000 円
特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見等により障がいと認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童	

別表 2 長時間加算

加算条件	基準額
開園日及び長期休業日の①については1日4時間（又は教育時間との合計が8時間）、開園日及び長期休業日の③、土曜日、日曜日及び祝日については1日8時間を超えた場合、別表1に定める基準額に加算する。	超えた利用時間が2時間未満 150 円 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300 円 超えた利用時間が3時間以上 450 円
長期休業日の②については1日4時間を超えた場合、別表1に定める基準額に加算する。	超えた利用時間が2時間未満 100 円 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200 円 超えた利用時間が3時間以上 300 円

別表 3 保育体制充実加算

(1)

加算条件	加算額
第6条の3第1項第1号又は第2号に定める要件を満たした上で、第3号及び第4号に定める要件を満たす場合	1 か所当たり年額 2,892,400 円

(2)

加算条件	加算額
第6条の3第1項第1号又は第2号に定める要件を満たした上で、第3号及び第5号に定める要件を満たす場合	1 か所当たり年額 1,446,200 円

別表 4 就労支援型施設加算（事務経費）

本事業の事務を担当する職員の追加配置	基準額
配置月数が6月以上の場合	1 か所当たり年額 1,383,200 円
配置月数が6月未満の場合	1 か所当たり年額 691,600 円